

はもいあだより

Vol.15
2024.11



ひとりで悩まないで
あなたはひとりではないよ
～ DVなどあらゆる暴力のない
社会をめざして ～



国連が定めた「女性に対する暴力撤廃の国際日」(11月25日)にちなみ、内閣府では、毎年11月12日から25日の2週間を、「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定め、パープルリボン運動など、全国で様々な啓発活動が行われます。

オンライン講演会開催します

『子どもの脳を傷つけない子育て』

～マルトリートメントによる脳への影響と回復へのアプローチ～

- ・日時 11月15日(金) 13:30～15:00(開場13:00)
- ・場所 四日市市総合会館8階 視聴覚室
- ・講師 友田 明美さん(オンライン出演)
- ・定員 150人程度(先着順) ・参加無料

詳しくは広報よっかいち9月下旬号をご覧ください



「女性支援新法」、「改正DV防止法」が 令和6年4月1日から施行されました



困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（女性支援新法）

女性は、日常生活または社会生活を営むにあたり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多く、近年、その問題も複雑化、多様化、複合化して増加してきました。

きめ細やかで寄り添い支える支援へ

これまで、様々な問題を抱える女性への支援は、昭和31年制定の「売春防止法」に基づく要保護女子の保護更生を図る婦人保護事業を中心として、DV防止法、ストーカー規制法などの関係法令の制定とともに、その対象者を拡大させながら実施してきましたが、「女性の福祉」「自立支援」という視点が十分でなく制度的に限界となっていました。

そこで、この法律では、「女性の福祉」「人権の尊重や擁護」「男女平等」の視点にたち、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じた切れ目のない包括的な支援を提供するために、売春防止法から脱却させ、「女性支援新法」が新たに制定されました。

家庭内暴力など
家庭関係破綻

予期せぬ
妊娠

性的搾取
性被害

不安定な就労
困窮、孤立

「はもりあ四日市」では、女性相談支援員が、これまで通り、ジェンダーの視点をもって相談者自身が自己解決に向けて力をつけていけるように継続的な寄り添い支援を行ってまいります



改正 配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する法律（DV防止法）

DV(ドメスティック・バイオレンス)は、配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力で、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

「DV防止法」は配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力から被害者を守ることを目的に、平成13年に施行されました。

DVに関する相談件数は高い水準で推移しています。

またDVの形態は殴る、蹴るといった身体的DVに加えて、心ない言動等により相手の心を傷つけたりする精神的DVの相談が多くなっています。

こうした被害の実態を踏まえ、一層の対策の充実を図るため「DV防止法」が改正されました。

主な改正ポイント

被害者への接近を禁じる保護命令制度の拡充

- ・対象に精神的DVを追加
- ・接近禁止命令の期間を6ヵ月から1年間に延長

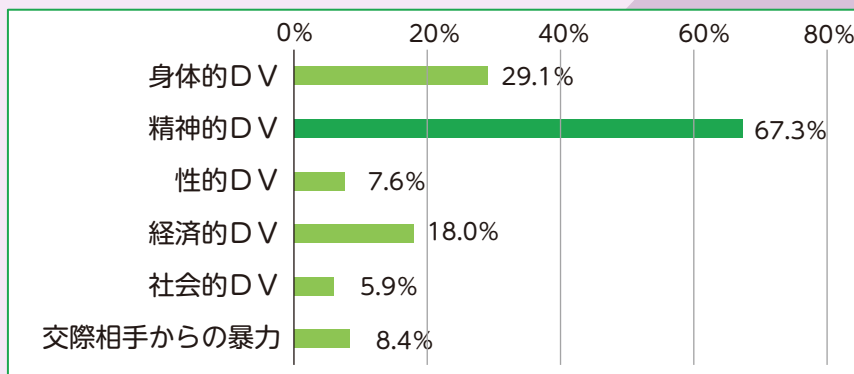
保護命令違反の厳罰化

- ・2年以下の※懲役または200万円以下の罰金に引き上げ

※刑法等の改正に伴い、2025年6月から「拘禁刑」

DV相談+(プラス)への相談内容

※複数回答



相談内容(複数のテーマを含む)より暴力のみ抽出し作成。複数回答のため合計しても100%にはなりません
令和5年度「DV相談プラス事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書(概要)(内閣府)をもとに四日市市が作成

DV(ドメスティックバイオレンス)

DVはいろんな暴力を使って相手を自分の思い通りにすることです

DVには様々な暴力の形態があります。

身体的暴力は気づきやすいですが、被害にあっていても本人が認識していない暴力もあります。

また、男性が被害者になることもあります、被害者の大多数が女性です。

さまざまな暴力の形態

身体的暴力

殴る、蹴る、髪をひっぱる、
首を絞める、
物を投げつける など

精神的暴力

怒鳴る、侮辱する、
無視する、物に当たる、
自殺すると脅す など

経済的暴力

生活費を渡さない、
借金をさせる、
給料や貯金を勝手に使う、
仕事を辞めさせる
など

社会的暴力

交友関係を制限する、
電話やメール、行動を
チェックする、携帯を
持たせない など

これらの形態の暴力は単独で
起きることもありますが、多く
は何種類かの暴力が重なって
起こっています。被害者にとっ
て耐えがたいものです。

性的暴力

性行為を強要する、
避妊に協力しない、
無理にポルノ等を見せる など



DVはいかなる理由であっても、許される行為ではありません。相手との関係が「つらい」「しんどい」「なにかおかしい」と感じていたら、「自分が我慢すればいい」と思わないでください。自分だけで解決するのはとても難しい問題です。一緒に考えてくれる相談窓口があります。安心して相談してください。

DVは子どもにも

深刻な影響を

与えます

子どもの前での暴力や暴言は、子どもへの心理的虐待にあたります。

これを「**面前DV**」と言います

面前DVは

- 子どもの成長にとって大切な安全・安心を根底から壊してしまいます
- 自分がDVの原因だと思い、罪悪感を感じてしまいます
- 心や脳の発達に深刻な影響を及ぼし、成人後も精神疾患を抱えるリスクを高めます

はもりあ四日市相談室のご案内

女性相談支援員による

女性のための電話相談

火・木・金・土曜日 9:00～16:00
水曜日 9:00～19:30

《専用電話》059-354-8335

- ★市内に在住、または通勤、通学する女性なら、どなたでも利用できます。
- ★お一人30分程度
- ★相談は無料です。★秘密は厳守します。

男性の臨床心理士による

男性のための電話相談

原則 毎月第4土曜日 9:30～12:30

《専用電話》059-354-1070

- ★市内に在住、または通勤、通学する男性なら、どなたでも利用できます。
- ★お一人30分程度
- ★相談は無料です。★秘密は厳守します。

他のDV相談窓口

◆三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」

女性のための相談 ☎059-233-1133

火～日曜日 9:00～12:00、火・金・土・日曜日 13:00～15:30、木曜日 17:00～19:00

男性のための相談 ☎059-233-1134

毎月第1木曜日 17:00～19:00

◆三重県配偶者暴力相談支援センター（三重県女性相談支援センター） ☎059-231-5600

月～金曜日 9:00～17:00（水曜日は20:00まで）

◆居住地を管轄する警察署

緊急時は110番！

◆DV相談+（プラス） 電話・メール相談24時間受付、チャット相談 12:00～22:00

☎0120-279-889

<https://soudanplus.jp>



女性のためのいろいろ相談窓口（無料）

女性のSNS相談よっかいち「たよリス」

女性の相談員がLINEを活用し、女性が抱えているさまざまな悩みや問題について相談をお受けします。

- 相談の返信は9時～12時、13時～16時です。

（※12/31～1/3は休み）



まずは左記の二次元コードから
よっかいち「たよリス」公式
LINEに登録してください

※本事業はNPO法人はぐくみサポートが
四日市市より受託し運営しています

シングルマザーや離婚を考えている人のための

お金に関する相談会

託児有

生活費やこどもの教育費、離婚後に受けられる公的支援など、お金に関することについて相談をお受けします。

- 日時：毎月第1土曜日 9時～12時（1回60分）

- 場所：四日市市男女共同参画センター

（※オンライン可）

予約は右記の二次元コードから、または
059-355-1320（株デルタスタジオ）へ
（※電話は平日10時～18時）



※本事業は株式会社デルタスタジオが
四日市市より受託し運営しています

四日市市男女共同参画センター はもりあ四日市



〒510-0093

四日市市本町9-8 本町プラザ3階

開館時間 9:00～21:00（日・月曜日・祝日休み）

【TEL】059-354-8331

【FAX】059-354-8339

【Eメール】kyoudousankaku@city.yokkaichi.mie.jp

ホームページは… はもりあ

検索



本町プラザと駐車場のご案内図

